

## 退職金課税強化？

先日、政府税制調査会の会長が、退職金課税を強化することを検討という報道がありました。退職金については税務上、老後の生活保障的な意味から通常の所得と比較して優遇されており、政府税調は少子高齢化から現役世代の税金や社会保険の負担が益々増加すること、終身雇用制度がなくなりつつあることで、世代間の負担格差をなくす考えのようです。又、外資系を中心として行われている、給与を一部退職金に振り替えて繰り延べるなどの「節税対策」を封じる狙いもあると思われます。退職金課税強化は過去にも何度か議論されたことがありますが、改正の可能性が強まれば、中小企業の社長さんなどの駆け込みの退職が見込まれます。

### 1. 退職金の優遇内容

#### (1) 退職所得控除額(勤続年数に応じた収入金額からの控除額)

勤続年数 20 年以下の場合 40 万円×勤続年数(最低 80 万円)

勤続年数 20 年超の場合 800 万円+70 万円×(勤続年数-20 年)

#### (2) 1/2 課税

退職所得の金額は、収入金額から(1)の控除額を控除し、さらにその1/2に対する課税となっています。

#### (3) 分離課税

退職所得は所得税の計算上、他の給与所得などとは分離して課税することになっていきますので、他の所得の金額の大小による税率の影響は受けにくいよう配慮されています。

#### (4) 社会保険料・労働保険料の対象外

退職金には、社会保険料や労働保険料はかかりません。

### 2. 退職金に対するの税額事例

退職金 2000 万円の場合

単位：万円

勤続年数	退職控除	退職所得	所得税	住民税	税額計	実効税率
10 年	400	800	120	72	192	9.6%
20 年	800	600	77	54	131	6.6%
30 年	1,500	250	15	23	38	1.9%

退職金 5000 万円の場合

単位：万円

勤続年数	退職控除	退職所得	所得税	住民税	税額計	実効税率
10 年	400	2,300	640	207	847	16.9%
20 年	800	2,100	560	189	749	15.0%
30 年	1,500	1,750	424	158	582	11.6%

参考までに給与収入の場合の税額(所得控除額 0 として)は、2000 万円の場合は 590 万円、5000 万円の場合は 2,010 万円となります。

ご覧のように、一般の所得(所得税・住民税の税率 15%~50%)と比べてもかなり低い税額となり、相当優遇されていることがわかります。

上記は現行税制に基づき適用されるもので、詳細な適用要件が必要です。実施に当たっては専門家にご相談の上、ご自身の責任で実施いただきますようご留意願います。

大阪市天王寺区堂ヶ芝 1 丁目 11 番 16 号桃陽ビル 202 号

TEL 06-6774-8282

FAX 06-6774-8281

E-mail [nishikai@kiu.biglobe.ne.jp](mailto:nishikai@kiu.biglobe.ne.jp)

西野会計事務所

検索

